

# 社会福祉 あきた

NO.  
**349**  
2019.1.21



【写真】  
「ねんりんピック富山2018」  
秋田県代表選手 155 名が各  
会場で競技に参加しました  
(P.10)

## P2 新年のごあいさつ

### 特集

- P3 県内の福祉課題を再確認 秋田県に要望書を提出
- P6 災害時における福祉広域支援体制の構築を目指して
- P8 皆様の善意
- P9 職場紹介リレー
- P10 ねんりんピック富山2018
- P12 社協のいま



みんなのネットワーク

社会福祉  
法人 **秋田県社会福祉協議会**  
<http://www.akitakenshakyō.or.jp>

# 新年を迎え、思うこと



社会福祉法人

秋田県社会福祉協議会  
会長 佐藤 博身



皆様、あけましておめでとうございます。福祉関係に身を置くものとして新年を迎える度に毎年課題が山積していることに驚かされております。

さて、県社会福祉協議会は、現在平成30年度から6年間の地域福祉活動計画の初年度として地域共生社会への仕組みづくりのための各種事業に取り組んでいるところであります。

また、全国社会福祉協議会においても、地域共生社会の実現のための担い手の育成を本年度の重点事業として、全国を8地域に分け、市町村社協の総合力の向上、組織基盤の強化を目的にブロック会議を開催しているところであり、県内の市町村社協も出席しているものと思えます。

この中では、「社協・生活支援活動強化方針チェックリスト」の紹介があったと思いますが、今後それぞれの社協において評価が可能

かとも思われますので、参考にさせていただきたいと思えます。

そして、その評価の一環というわけでもありませんが、地域共生の仕組みづくりの総合相談支援体制の構築の主要実施項目であります「権利擁護体制の充実」について、その取り組み状況に不安があります。

これは、以下のような状況にあるからであります。

高齢化の進行に伴って、認知症高齢者の増加が予想され、判断能力の十分でない高齢者等の権利擁護のあり方が課題となっており、従来から社協が実施している日常生活自立支援事業の推進に加えて成年後見制度への取り組みが今後益々必要になってきている状況にあります。

この問題については、平成25年度に県社協が調査しており、本人を含め誰も困っていない（トラブルになっていない）という状況が

現実的にあるからか、平成24年1月から12月の秋田家庭裁判所への成年後見制度の市町村長申立てが11件と全国で2番目に少ないという結果でありましたが、これが平成29年1月から12月までの実績では23件と微増ではあるものの、全国最低の申立て件数となっております。

申立て件数が少ないことが直ちに権利擁護事業への取り組みが十分と結論づけるものではありませんが、「実態は困っている」又は「実際は無権代理になっており後年大きな問題になる虞がある」ものが放置されていないか非常に心配であります。

地域共生社会の実現が将に必要とされている中であって、このような見落としは、決してあつてはならないことでもあります。

近年は市町村社協の権利擁護センターの機能も徐々に発揮されつつあるとは思いますが、関係機関

のネットワークの構築は勿論であります。関係者の「気づき」、「アウトリーチ」が特に必要とされていると思えます。

また、市町村長申立てにおける親族の確認が四親等から二親等に簡素化されており、更に、市町村には平成30年度から地方交付税措置がなされたところであり、制度利用の促進は、市町村長申立てが鍵になると思えます。

また、秋田県においても来年度予算で制度利用促進のための画期的な事業が計画されていると伺っており、行政側との十分な連携が大きな効果を生むと期待しております。

これら種々の状況を踏まえ、今年、成年後見制度にとって、飛躍的な利用促進の年になることを願っております。



秋田県地域福祉推進委員会の取組み

# 県内の福祉課題を再確認 秋田県に要望書を提出



生活福祉課題8項目の要望を行う

秋田県地域福祉推進委員会（以下「委員会」）は、県民が抱える生活福祉課題や地域の福祉課題、制度・政策に関する調査研究を行うとともに、具体的な提言や要望等を通じ、課題の解決を図っております。

今年度、様々な分野に関する7項目の課題が委員会に提出され、協議の結果、さらに1項目を加えた計8項目について、別表（p. 4～5）のとおり県に要望し、回答を得ました。

ここでは、要望と回答を抜粋して紹介します（本会ホームページで全文をご覧ください）。



## 福祉・介護分野での 人材確保が喫緊の課題

### ◆福祉・介護分野での 人材確保が喫緊の課題

委員会では、人材確保と職員の定着を図るため、職員の研修体制の充実や処遇改善等、働きやすい職場の実現に努めているものの、児童、障害、高齢等の分野を問わず、人材確保に苦慮していることが改めて確認されました。

平成30年9月現在、秋田労働局管内における全業種の有効求人倍率は1.52倍のところ、福祉関連業種は2.57倍となっており、人材不足は深刻な状況にあります。福祉・介護の仕事を目指す人や、誇りと自信を持って就職している人が、誇りと自信を持って就職したり、従事し続けられるよう、待遇改善を含めた職場環境の一層の整備が喫緊の課題となっています。（NO.1～4）

## 高齢福祉関係

### ◆養護老人ホームの慢性的な 定員割れが課題

平成17年度からの税源移譲により各市町村による措置費支出の財源が全て地方交付税になってから、養護老人ホームの定員割れが顕著になっており、その原因はいわゆる「措置控え」ではないかと言われています。県老人福祉施設協議会が県内の養護老人ホーム16施設に行ったアンケート（平成30年8月）によると、11施設が定員を満たしておらず、うち3施設においては入所率が8割となっていることがわかりました。それぞれの運営状況も「不良」と「やや不良」で50%となっています。

また、消費税率が8%に増税された際、国から措置費の改定に関する通知があったにもかかわらず、市町村によって改定時期に差も生じていました。（NO.5）

## 地域福祉関係

### ◆権利擁護体制の充実が 求められる

本県は、成年後見制度の利用実績が全国最下位にあります。その一方で、「日常生活自立支援事業（※1）」は年々利用者が増加傾向にあり、平

成30年8月末現在、県内で364名が利用しています。

（※1）判断能力が不十分な認知症高齢者等が地域で自立した生活を送れるよう福祉サービスの利用援助等を行う。

平成29年度から全ての市町村社協に「福祉生活サポートセンター」を設置し、利用待機者の解消と新規利用者の拡大に努めています。市町村社協の限られた職員が専門員を兼務する体制では対応にも限界があるのが現状です。（NO.6）

### ◆生活支援体制整備事業の 推進を求める

地域包括ケアシステムの構築に向け、生活支援コーディネーター配置と協議体設置を平成30年度内に終了することになっていますが、コーディネーター配置済みは19自治体、協議体設置済みは17自治体にとどまっています（平成30年10月現在）。

また、コーディネーターには高い専門性が求められますが、県内の各市町村においては、国の基準を下回る委託料しか支出されておらず、コーディネーターが定着しない要因の一つとも考えられます。（NO.7）



◆民生委員・児童委員のなり手確保に向けた支援が必要  
 住民に最も身近な相談・支援者である民生委員・児童委員のなり手確保が全国的な課題となっており、本県でも、16市町で78名の欠員状態にあります（平成30年4月時点）。  
 また、1期（3年）以内で退任する委員の割合が14%となっているほか、委員候補者について「委員自身が後任者を探す」割合が約4割と、全国平均の19.5%を大きく上回る状況にあります。（NO.8）

秋田県に提出した要望項目と回答(抜粋)

No	要望項目	回答要旨
1	<p>【児童養護施設関係】                      個別的、医療的ケアを必要とする入所児童は年々増加傾向にあるが、小規模化・地域分散化が進む児童養護施設において、専門職の加配だけでは必要なケアを十分に行えない状況にあり、日常的なケアを行う人材の増員も必要である。福祉人材の確保・定着促進に向けて国へ働きかけてもらいたい。</p>	<p>今後の人材の安定的な確保に向けて、施設や国、県等がどのような役割を担っていくべきか、皆様と一緒に考えたい。</p>
2	<p>【障害者福祉関係】                      秋田県知的障害者福祉協会会員事業所へのアンケートで、回答事業所の半数以上が人材確保に苦慮していることが判明した。看護師や生活支援員の確保が特に難しい状況にある。                      また、障害福祉関係施設に就職を希望する人材を確保するための対策を講じてもらいたい。</p>	<p>新規事業所等に処遇改善加算について周知していくので、貴協会からも積極的な活用を呼びかけるようお願いしたい。                      障害理解のための教育の推進や障害のある方とない方の交流機会の拡大に取り組んでいきたいと考えているが、事業を進めるに当たっては、貴協会をはじめ各種関係団体からの協力が不可欠であることから、お力添えをお願いしたい。</p>
3	<p>【保育関係】                      少子化の一方で、発達障害のある未就学児が増加傾向にある。児童の安全を守り、トラブルを防ぐためにも、市町村は地方交付税を活用し、保育補助者を雇用するための費用を補助してもらいたい。また、県からは市町村の対応を働きかけてもらいたい。</p>	<p>県では、地方交付税の算定方法が受入障害児数によるものへ変更されたことを、通知や事務連絡等で市町村に周知しているが、今後も、市町村担当課長会議や市町村指導監査などの機会を通じて情報提供していきたい。                      障害児保育に対する補助の責務は一義的には市町村にあるので、個別の市町村に対して、障害児保育補助金の充実強化を働きかけてもらいたい。                      発達障害者支援センターへの相談が増加しており、面談までの長期待機解消のため相談対応人員を増やすことも検討している。発達障害の特性への理解を図るため「発達障害支援ハンドブック」を作成し、県のウェブサイトでも公開しているので、保護者や保育士に活用してもらいたい。</p>
4	<p>【福祉人材全般】                      1 処遇改善加算について、看護師や栄養士、作業療法士・理学療法士等の医療職や調理員、相談員、事務職員等が対象となるよう国に働きかけてもらいたい。                      2 「介護サービス認証評価制度（*2）」について、認証を受けた事業所への報酬加算制度の導入等を国に働きかけるとともに、認証取得に向けたインセンティブを強化してもらいたい。                      3 現在実施している「介護従事者新規就労支援事業（*3）」「アクティブシニア介護職参入促進事業（*4）」「潜在介護福祉士等再就職支援事業（*5）」の対象者を福祉・介護全般に広げてもらいたい。                      (*2) 人材育成等に積極的に取り組んでいる事業所を県が認証する制度。                      (*3) 介護の実務経験が1年未満の方を対象に基礎講習会の開催や介護保険施設等での職場体験及び実務訓練等を実施する事業。                      (*4・5) 「社会福祉あきた」347号で紹介。</p>	<p>1 国に対しては職種の設定をせずに加算対象とするよう要望しているところであり、平成31年10月の消費税引上げに際して、さらなる改善に向けた検討がされると思うが、引き続き提案・提言をしていきたい。                      2 一部で報道があった国による制度創設という情報は正式にはないが、国の動きを注視していく。インセンティブについては、提案のあった問題は、県と協議してもらいたい。また、指導監査等の実施に伴う負担軽減策についても、法人監査の項目と重なる部分があるとすれば、簡略化できないかを監査担当と検討していきたい。                      3 トライアル雇用制度関係の事業は医療介護総合確保基金を財源とする事業であり、最初から介護以外の就労者を対象とすることは趣旨に反することになることから、基金の目的から外れない範囲で柔軟に対応したい。</p>

No	要望項目	回答要旨
5	<p>【高齢福祉関係】</p> <p>1 養護老人ホームの慢性的な定員割れへの対応について、入所措置費の適正な予算化、入所判定委員会委員への養護老人ホーム関係者の選定や開催数の標準化等をお願いしたい。</p> <p>2 平成31年10月からの消費税増税に対応した各市町村の措置費改定について、社会経済情勢及び地域の実情に合った老人保護措置費支弁基準の適切な改正をお願いしたい。</p>	<p>1 厚生労働省老健局通知「老人ホームへの入所措置等の指針について」に基づき適切に処理するよう、これまでも要請してきたが、同指針の発出から10年以上経過しているため、改めて市町村へ働きかけを行っていききたい。</p> <p>2 前回の引き上げ時と同様、今後、国から対応方針が示された場合には、県としても速やかに市町村に情報提供等を行っていききたい。</p>
6	<p>【権利擁護関係】</p> <p>1 国に日常生活自立支援事業の国庫補助基準額の見直しを求めている。また、事業の重要性に鑑み、市町村においても単独補助を検討していただきたい。</p> <p>2 各市町村には、市町村成年後見制度利用促進計画の策定や、制度の利用促進に向けて専門職団体や関係機関による連携体制づくりをはじめ、「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」の設置に積極的に取り組んでいただきたい。併せて、県においても、市町村の積極的な取組みを支援していただきたい。</p>	<p>1 適切な補助基準額の設定など、十分な財源措置を講じるよう国へ要望をしているところであり、今後も継続していききたい。</p> <p>2 市町村計画の策定促進に向けて、平成31年度から市町村職員等を対象とした実務研修会を開催するなどして意識付けを図るとともに、広域的なネットワーク構築のモデル事業等の実施など、体制整備に向けた支援を行ってまいりたい。</p>
7	<p>【生活支援体制整備事業】</p> <p>各市町村には専門性を有する常勤の職員を配置し、生活支援コーディネーターの機能を発揮できるよう取り組んでいただくとともに、県においても全県あまねく実施されるよう取組みを強化していただきたい。</p>	<p>コーディネーターについては、多様な主体との調整能力等が必要とされることから、県としても、これまで養成研修等を行ってきたところであり、今後もスキルアップのための研修等により市町村の取組みを支援していく。</p> <p>コーディネーター配置に係る経費については、地域支援事業交付金において標準額が定められているが、各市町村の実情に応じて、適切に交付金の活用が図られるよう、併せて働きかけていききたい。</p>
8	<p>【民生委員関係】</p> <p>各市町村においては、委員確保に向けた取組みを積極的に進めるとともに、新任委員が早期に退任しないようその活動を支援していただきたい。</p>	<p>民生委員を確保していくためには、1人で問題を抱え込むのではなく複数による活動体制を推進するなどして負担軽減を図ることや、欠員が生じてから候補者を探すのではなく、計画的に将来の候補者の育成を図っていくことが重要である。県社協など関係機関と十分に連携して進めていききたい。</p>

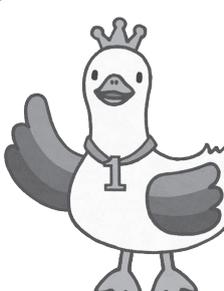


がんを含む  
病気やケガの備えに

ちゃんと応える  
医療保険  
EVER

**No.1** アフラックは  
がん保険・医療保険  
契約件数 No.1  
平成29年版(インシュアランス生命保険統計可)

●契約年齢●  
0歳～  
満85歳  
まで



心配な「がん」の備えに

NEW/  
生きるための  
がん保険  
Days 1

新登場

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

**ナカイ株式会社 秋田支店**

☎0120-712-816  
FAX 018-866-1762

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

(引受保険会社)

「生きる」を創る。

**Aflac**

アフラック  
秋田支社  
〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50  
シティビル秋田3階  
Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AF広宣課-2017-5023-1806004 12月18日

# 災害時における

## 福祉広域支援体制の構築を目指して

～秋田県災害派遣福祉チーム員の養成が始まる～

### 災害派遣福祉チームとは

近年、東日本大震災や熊本地震、台風による水害など、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしています。

こうした災害の後では、高齢者や障害者、子どものほか、傷病者等といった地域の要配慮者が、避難所等において長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあります。

二次被害を予防するには、避難生活の早期の段階から、その福祉ニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応し、生活機能の維持を支援していく体制の構築が求められます。

こうした観点から、被災地に設置された一般避難所における福祉的課題にいち早く介入することで、地域住民の二次被害を防ぐために活動

し、避難状況下においても良好な生活環境を確保するための被災者支援体制の充実を図ることを目的に「災害派遣福祉チーム」の組織化が全国各地で始まりました。

本県においても平成28年度に検討を始め、今年度は行政と民間が連携した広域的な福祉支援ネットワークの構築に向けて、秋田県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（会長：秋田県地域・家庭福祉課長、事務局：秋田県社会福祉協議会。以下「NW協議会」という。）を設置し、「秋田県災害派遣福祉チーム」（以下「福祉チーム」という。）構成員の養成に着手しました。

### 福祉チーム員の登録基礎研修

福祉チーム員登録に必要な「秋田県災害派遣福祉チーム員登録基礎研修」を昨年6月23日・24日に開催し、社会福祉施設などから参加した33名が必要な基礎知識や役割等について

<p>◆福祉チームの活動目的</p> <p>○避難所、福祉避難所、その他災害の発生時において要配慮者を受け入れる施設における被災者支援体制の充実を図り、二次被害（生活機能の低下や要介護度の重度化）を予防する。</p>
<p>◆福祉チームの活動内容</p> <p>①避難者の福祉ニーズの把握及び要配慮者のスクリーニング（アセスメント）を行い、必要に応じて地元関係者と調整し、福祉避難所や福祉施設等につなぐ。</p> <p>②要配慮者からの相談対応及び要介護者への応急的な支援を実施する。</p> <p>③避難所内の環境を把握し、福祉的な課題があればその解決に向け、地元関係者への提言及び調整を行う。</p>
<p>◆福祉チーム員の登録要件（次の①から③を満たす方）</p> <p>○福祉チーム員は、秋田県災害派遣福祉チーム員登録基礎研修を受講し、登録された方とする。</p> <p>①高齢・障害・児童・保育の各分野の福祉施設に従事しており、経験が3年以上である方。</p> <p>②各社会福祉法人又は福祉事業所の長から参加を認められている方。</p> <p>③原則として社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士等の資格を有している方。</p>
<p>◆福祉チームの組織体制</p> <p>○主に圏域ごとに仮チームを編成するが、実際の災害状況による個々の出勤可否の状況等を勘案し、派遣決定時に事務局が編成を行う。</p> <p>○1チームはリーダー、サブリーダー、チーム員を含め、児童・高齢・障害混合の6名程度（女性含む）で編成する。</p> <p>○派遣される時期や現地のニーズに応じて、職種（介護支援専門員や介護士、保育士等）を選別する。</p> <p>○事務局は福祉チーム員登録者の中から、リーダー・サブリーダー候補者を予め選定しておく。</p> <p>※派遣チームとは別に、福祉チーム員登録者に、事務局の応援スタッフ又は全体を統括するコーディネーターを要請する場合がある。</p>
<p>◆福祉チームの派遣基準</p> <p>○県内で災害救助法が適用される、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、被災地の市町村から秋田県知事へ派遣要請があった場合。</p> <p>○県外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国又は他の都道府県から秋田県知事へ派遣要請があった場合。</p> <p>○その他秋田県知事が特に必要であると認めるとき。</p>

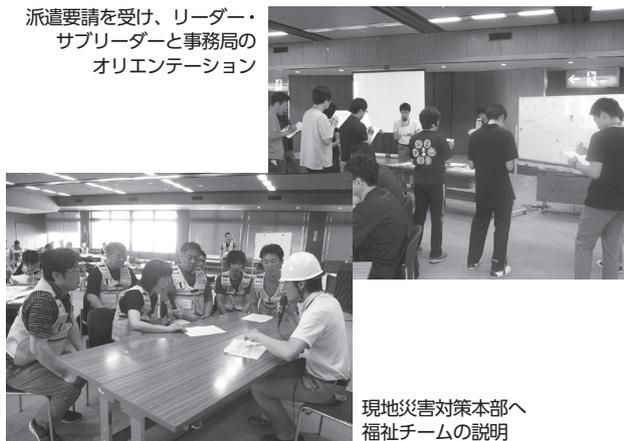
学び、福祉チーム員として登録されました。

1日目は、チーム員の養成に尽力されている東北福祉大学の都築光一教授から「災害時における福祉対応の必要性」について、また、岩手県災害派遣福祉チーム事務局を担う同県社会福祉協議会の加藤良太主査と同県のチーム員である指定居宅介護支援事業所「はる」の千葉正道氏から「平成28年の熊本地震と台風10号(岩手県岩泉町)における活動の取組み及びチーム員としての役割や心構え」について説明がありました。このほか、秋田県地域・家庭福祉課から「秋田県が目指す福祉チーム」について説明があり、本会からは「活動マニュアル」について説明しました。

2日目の演習(活動シミュレーション)では、職種異なる6〜7名でグループを編成して具体的な災害発生時に現場に派遣されることを想定し、その際に活動を展開できるように、次の事項について理解を深めました。

- ① 派遣要請を受け出動する際に必要な確認事項
- ② 現地災害対策本部との確認事項
- ③ 活動場所となる避難所での確認事項
- ④ 要配慮者への具体的対応

派遣要請を受け、リーダー・サブリーダーと事務局のオリエンテーション



現地災害対策本部へ福祉チームの説明

また、登録基礎研修のほか、登録後のスキルアップ研修も行いました。今後も登録基礎研修と併せスキルアップ研修を実施することとしています。

昨年7月の西日本の豪雨災害では、青森県と岩手県の災害派遣福祉チームが岡山県で活動し、被災者の支援に当たりました。

大規模災害時には支援活動が長期化することから、社会福祉法人をはじめ、福祉事業所の方々には福祉広域支援の趣旨を十分に理解いただき、福祉チーム員の登録について御協力をお願いします。

◆想定される活動場所

- 主に1次的な避難所(一般避難所)を想定している。状況によっては2次的な避難所(福祉避難所等)、その他の要配慮者を受け入れる施設(避難所等)での活動も想定される。
- 基本的には、現地災害対策本部において派遣先が選定されることを想定しているが、現地の指示がない場合等、状況に応じてNW協議会が判断する。

◆福祉チーム初期対応の例

- 福祉相談体制の確立(避難所内相談窓口のサポート等)
- スクリーニング(簡易的アセスメントによる要配慮者の抽出)
- 優先的搬送対応(緊急入所・福祉避難所への移送等のコーディネート)
- 福祉避難室確保(一般避難所内での別室対応のためのコーディネート)

◆福祉チーム初期対応後の活動例

- 相談支援(アセスメント・支援方針の策定等)
- ニーズの掘り起こし(要配慮者の発見等)
- 環境整備(個々の生活空間、共有スペース等の改善)
- 衛生対策(排泄・入浴・口腔ケア・感染対策等)
- 情報提供(特別な配慮が必要な方への情報提供)
- 生活支援(食事・排泄等の介助・見守りなど)

◆想定される期間等

- 福祉チームは、発災後できる限り早期に派遣されることを想定している。
- 1チームの活動期間は移動日を含め概ね5日間とする。
- 災害規模によっては発災初期に複数のチームが複数の被災地に派遣されることも想定される。
- 1避難所に対し、2次・3次の派遣も想定される。可能な限り必要な引継ぎ時間を確保しつつシフトする。
- 中長期支援への橋渡しや現地支援者への引継ぎが可能となるなど一定の目的が立ち、応急的支援の必要性がなくなったと判断した場合、引き上げ(撤退)となる。

◆福祉チーム員に望まれるスキル

- ①要配慮者のスクリーニング及びニーズ把握を行い、対象となる要配慮者の各種相談に応じることができること。
- ②介護等の支援の他、避難所等の環境の調整又は整備について福祉的な視点で助言等を行うことができること。
- ③連絡調整及び情報収集を行い、中長期支援への橋渡しを担うことができること。

◆想定される支援対象者

- 高齢者 要介護・要支援高齢者
- 障害児・者
  - 身体障害 視覚・聴覚・言語・肢体不自由、内部(腎臓・心臓・呼吸器・膀胱または直腸、小腸、HIV、肝臓)
  - 知的・発達・精神
- 難病等疾患がある方、アレルギーのある方
- 女性・妊産婦
- 子ども(乳幼児・児童・中高生)
- 外国人・観光客
- 精神的に不安定な方

# 皆様の善意

【平成30年10月1日〜  
12月末日現在】

## ◎ご寄附◎

- ・秋田男声合唱団 様 20,000円
- ・株式会社みづき 様 66,960円
- ・秋田菱友会 様 180,000円
- ・タプロス株式会社 様 300,000円
- ・株式会社マルタ商事 様 60,031円
- ・秋田県火災共済協同組合 様 130,000円
- ・東北電力検針集金員労働組合 様 100,000円
- ・東部ガス株式会社秋田支社 様



秋田菱友会 様



東部ガス株式会社秋田支社 様

- ・株式会社高桑書店 様 531,784円
- ・北都銀行職員組合 様 29,000円
- ・秋田県立秋田明徳館高等学校 様 25,404円



東北電力検針集金員労働組合 様



タプロス株式会社 様

## ◎物品預託◎

- ・東北六県北海道計量協会連合会 様 車椅子用体重計 1台
- ・株式会社秋田銀行 様 秋田ノーザンハピネッツ 観戦チケット 150枚
- ・▽県内児童福祉・母子生活支援施設へ



株式会社 高桑書店 様

- ・株式会社秋田放送 様 点字カレンダー 150部
- ・▽県内視覚障がい者団体・施設へ
- ・秋田県写真協会 様 写真 215点
- ・▽県内の社会福祉施設へ



東北六県北海道計量協会連合会 様



株式会社秋田銀行 様



株式会社秋田放送 様



秋田県写真協会 様

## ◎災害遺児愛護基金事業への ご寄附◎

- ・公益社団法人秋田県バス協会 様 241,750円
- ・秋田市交通安全母の会連絡協議会 様 5,650円
- ・秋田県労働福祉協議会 様 100,000円
- ・金 康宏 様 30,000円
- ・ギャラリィ杉 様 78,165円



公益社団法人秋田県バス協会 様



秋田県労働福祉協議会 様

## 善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

問い合わせ先 総務企画部  
TEL(018)864・2711

会館管理  
からの  
お知らせ

合同研修室・調理実習室の  
貸出しが始まりました！

秋田県社会福祉会館では、平成30年11月1日（木）から8階の合同研修室と調理実習室を一般利用者向けに貸出ししております。講演会や試験、料理教室などにぜひ御利用ください。見学も可能ですので、御希望の方はお電話でお問い合わせください。

【合同研修室】

スクール形式の会議や研修会等向けの階段式の研修室です。また、アップライトピアノもあり、ピアノ発表会などでも御利用いただけます。  
面積・184、52㎡  
収容人数・128人。



合同研修室・講習会風景

【調理実習室】  
調理台5台、冷蔵庫2台、オーブンレンジ2台のほか調理器具

等も取りそろえておりますので、料理教室などに利用できます。

面積・89、76㎡  
収容人数・50人。



調理実習室・作業風景

問合せ先

総務企画部 会館管理担当

☎018・864・2700

利用料金や各室内の様子などの詳細は、県社協ホームページから「福祉会館」をクリックして御覧ください。

職場紹介

このコーナーでは、本会会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。



「豊かな自然の中で グングン育て」

社会福祉法人「子吉保育園」  
園長 川 嶋 真 諒

由利本荘市は東西南北に国道四本が連なっている全国でも珍しい地域である。当保育園は市街地南側に位置し、霊峰鳥海山を望み、一級河川の子吉川を挟んで旧子吉郷の7つの町内から成り立っている。

当園は昭和40年5月にへき地保育所として開設され、昭和42年4月から定員60名の認可保育所となり、現在は110名の定員となっている。園の周辺は、のどかで静かな田園地帯であり、四季折々の鳥海山の姿をながめつつ心を和ませ、自然環境に恵まれた場所である。隣には鳴き龍で有名な正乗寺があり、境内狭しと子どもたちの格好の遊び場や冒険の場所となっている。

『調和のとれた心身の発達を促す保育』をスローガンに、特徴的行事として、「毎月の坐禅会」「体操教室」「専門講師によ

るハロウィングリッシュ」、また、畑での野菜作り等を行っている。

散歩に出かけた際、近隣の方たちと声を掛け合っている姿は、子どもの育ちに欠かせない宝物だと感じる。

このような豊かな環境の中で育っている子ども達は、存分に体を動かし、友達と学び合い、日々目を輝かせ、生き生きと過ごしている。



座禅の様子

英語の時間 ハッピーハロウィン!!



第31回全国健康福祉祭とやま大会

# ねんりんピック富山2018

夢つなぐ 長寿のかがやき 富山から

平成30年11月3日(土)~6日(火)



きとぎと君

第31回全国健康福祉祭とやま大会「ねんりんピック富山2018」が昨年11月3日から6日までの4日間、開催されました。  
秋田県代表選手155名は、各会場で競技に参加し、交流を深めました。



「ねんりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、六十歳以上の方々を中心として、あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができる健康と福祉の総合的な祭典です。

### 秋田県選手団の主な成績

卓球	優秀賞	秋田県チーム (2位トーナメント準優勝)
マラソン	優秀賞	大友進 (4位) 高橋利津子 (4位) 伊藤徳雄 (5位)
ウォークラリー	優秀賞	秋田県チーム (6位)
サッカー		Fブロック準優勝
水泳	2位	高畑恵子 (50m女子バタフライ60~64歳)
囲碁	優秀賞	秋田県チーム (5位)
	全勝賞	佐藤フミエ 優秀賞 藤沢文彦
将棋	優秀賞	秋田県チーム (ベスト8)

厚生省創立五十周年を記念して昭和63年(1988年)に兵庫県で第一回大会が開催されて以来、毎年開催されており、昨年度は第三十回大会が本県で開催されました。

「ねんりんピック」では、スポーツや文化など多彩なイベントが開催され、地域や世代を超えた交流の輪が広がっています。

とやま大会には、スポーツ交流大会(22種目)・文化交流大会(5種目)に全

国から約一万人の選手・役員が参加し、開催期間中には、美術展や健康関連イベントも多数開催されました。

開会式では、秋田県選手団(団長・高橋清好秋田県社会福祉協議会常務理事)の選手155名は、さわやかな青空のもと元気に入場行進を行いました。

各種目の交流試合では、日ごろの練習の成果を発揮し、上位の成績を目指して奮闘しました。

今年も和歌山県で開催されます。



平成31年11月9日(土)~12日(火)

### 問い合わせ

社会福祉法人

秋田県社会福祉協議会

生きがい・健康づくり担当

018(824)2888

# 賠償・傷害のセットプランをおすすめします!!

平成30年度

## 全社協 保育所の損害補償

スケールメリットを活かした有利な補償と割安な保険料です。



◆ 加入対象は社会福祉法人等が運営する認可保育所、認定こども園

### セットプラン

● 簡単、便利なインターネットで手続きを

ふくしの保険

検索

(保険期間 1年)

<http://www.fukushihoken.co.jp>

基本セット補償	賠償責任	保険金額	年間保険料	
			定員数	保険料
対人賠償	1名→1億円 1事故→7億円	41～50名	22,700円	
対物賠償	1事故→1,000万円			
受託物賠償	200万円(自己負担なし) うち現金補償→20万円限度	51名以降 1～10名増ごとに 90名まで	1,200円	
人格権侵害	期間中→1,000万円	91～100名	29,300円	
事故対応特別費用	期間中→500万円	101名以降 1～10名増ごとに 150名まで	1,200円	
被害者対応費用	1事故→10万円限度 (見舞金・見舞品は1名につき5万円限度)	151名以降 1～10名増ごとに	1,420円	
死亡保険金	121.2万円	園児1名 1口あたり (2口まで加入できます)	870円	
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4%～100%			
入院保険金	1,700円*			
通院保険金	1,100円			

基本セット補償保険料計算例  
100名で加入の場合

賠償	29,300円
傷害 870円 ×100名 ×1口	87,000円
合計	116,300円

\* 手術保険金のお支払額は、入院中の手術の場合：入院保険金日額の10倍、外来の手術の場合：入院保険金日額の5倍となります。

天災セット補償	賠償責任	保険金額	年間保険料	
			定員数	保険料
対人賠償	1名→2億円 1事故→10億円	41～50名	28,000円	
対物賠償	1事故→1,000万円			
受託物賠償	200万円(自己負担なし) うち現金補償→20万円限度	51名以降 1～10名増ごとに 80名まで	1,500円	
人格権侵害	期間中→1,000万円	81～90名	33,900円	
事故対応特別費用	期間中→500万円	91～100名	36,200円	
被害者対応費用	1事故→10万円限度 (見舞金・見舞品は1名につき5万円限度)	101名以降 1～10名増ごとに 150名まで	1,500円	
死亡保険金	108万円	151名以降 1～10名増ごとに	1,800円	
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4%～100%	園児1名 1口あたり (2口まで加入できます)	1,190円	
入院保険金	1,500円*			
通院保険金	1,000円			



### 個別プラン

プラン1  
保育所業務の補償

- ① 基本補償
- ② 個人情報漏えい対応補償
- ③ 保育所の什器・備品損害補償

プラン2  
保育所利用者の補償

- ① 園児の傷害事故補償
- ② 来園者の傷害事故補償
- ③ 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3  
保育所職員の補償

- ① 保育所職員の労災上乗せ補償
- ② 保育所職員の傷害事故補償
- ③ 保育所職員の感染症罹患事故補償

プラン4  
社会福祉法人役員の補償

改定 社会福祉法人役員等の賠償責任補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、学校契約団体傷害保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、財産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
 保険会社 TEL: 03(3349)5137  
 受付時間: 平日の9:00～17:00(土日・祝日、12/31～1/3を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
 TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763



## 社協のいま

湯沢市社会福祉協議会

秋田県内各地の社会福祉協議会から、最新の情報をお届けします！

### 困窮者支援活動から見えた 社会資源づくりの必要性

湯沢市社会福祉協議会では、生活困窮者自立支援事業を他に先駆けて法施行より2年前の平成25年度からスタートさせました。

その理由として、それまでの支援では、本人と長期的な関わりが持てないため自立を目標とした支援よりも現状の課題解決、つまり一時的な支援が優先され、本人との信頼関係が築けないうちに支援が終了してしまい、課題の核心に迫ることができないもどかしさがあつたことでした。

また、困窮者が自立するには、本人が暮らす地域内での見守りや社会参加する場、就労体験の場等が必要で、そうした社会資源が地域によって不足していることを担当職員がしっかりと受け止め、地域に暮らす住民とともに創り出す必要があります。



SW実習生が活動を企画・実施（りらとこ）

このような中で、若手コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が手掛けた活動の一つ、引きこもりや長期未就労者の居場所サロン「りらとこ」の活動を紹介します。

対象の方々は、「りらとこ」に初めの一歩を踏み入れるにも相当の覚悟が必要です。しかし、我々の強い勧めもあって、ボランティア活動や様々な勉強会、レクリエーション等に参加し、各種体験から

スタートします。次は、世話役側に廻り、社会の一員として少しずつ自信を取り戻していきます。時を見て就労支援へと移り定着を目指しますが、就労後も定期的に参加するメンバーもいます。最近では、様々な機関からの紹介で「りらとこ」につながるケースもあり、居場所の必要性を実感しているところです。

権利擁護分野については、法人後見利用者のうち7割は認知症の方ですが、困窮で関わる方々の中には、知的又は精神の障がいがあり、年金等をうまく使えない方もいます。具体的には、年金支給日に2カ月分全額使ってしまう方や、借金もある中で車のリース契約をしてしまう等です。後見も日常生活自立支援事業も書類作成から審査あるいは後見申立てまで相当の時間を要します。

しかし、時間を要するために待つてもらうこともできないこうした方々に対し、「緊急時における日常的金銭管理事業」を立ち上げ、次の制度までのつなぎとして対応する新たな金銭管理支援事業を実施しています。

さらに、支援対象者の中には、アルコールやギャンブル、買い物等の依存症の方がいて、重度の場合精神科への入院もありますが、退院後再び依存に陥る方が少

なくない状況です。

その対応策として、医療機関や専門職等多機関と連携し、依存症から脱するきっかけとなることをねらいとし、こうした依存症の方々の「当事者会」を立ち上げ、この12月から会が始まりました。

全国的に地域共生社会を目指す中で地域の多機関連携が求められています。高齢や障がい、児童等縦割り制度に横串を刺すことができるのは私達社協の重要な役割だと考え、新たな社会資源づくりに職員が一丸となって奮闘しています。



お花見の一コマ（りらとこ）

